

公益財団法人函谷鉾保存会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人函谷鉾保存会（かんこぼこぼぞんかい）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町89番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、重要有形民俗文化財京都祇園祭山鉾の函谷鉾を保存するとともに、重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産京都祇園祭の山鉾行事に参加する函谷鉾に関わる行事を維持継承し、日本の伝統文化及び芸術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 函谷鉾の保存
- (2) 京都祇園祭山鉾行事への参加
- (3) 函谷鉾及び祇園祭に関する資料の蒐集
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産の一部を処分または基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第7条 この法人の事業計画及び予算については、前事業年度中に、理事長が次の書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、理事会の承認を得たことを証する書類とともに、毎事業年度開始日の前日までに京都府知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事による監査を受けた後、理事会の承認を得るものとし、第1号及び第2号の書類については、定時評議員会の承認も得るものとする。

- (1) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- (2) 財産目録
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。
- (5) 役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (6) その他内閣府令で定める書類

2 前項の書類は、監査報告とともに、毎事業年度終了後3箇月以内に京都府知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者または3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

(3) 評議員のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の数または評議員のうち、いずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、任期の満了または辞任により退任した後も、第10条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第13条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任または解任
 - (2) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分または除外の承認
 - (5) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定に関わらず、個々の評議員会においては、その評議員会の開催目的である事項以外を決議することはできない。

(評議員会の開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催する他、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行われなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分または除外の承認

(4) その他、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって決議するものとして法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数がこの定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員の内から議長が指名した2名が議事録署名人となり、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 必要があれば、理事長以外の理事の一部または全部を、執行理事とすることができる。

4 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副理事長2名以内、専務理事1名を理事会の決議によって執行理事の中から選定する

ことができる。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して業務を執行し、執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。なお、理事会において特に担当の定めのない業務は、理事長の担当業務とする。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。また理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

5 理事長及び執行理事（副理事長、専務理事を含む）は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、常に理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、任期の満了または辞任により退任した後も、第20条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、かつ報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、評議員会の決議によって選任する。
- 3 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 4 顧問は無報酬とする。

(顧問の職務及び権限)

第28条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。但し、理事会の議決権は有しない。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び執行理事（副理事長、専務理事を含む）の選定及び解職
- (4) 運営協力会員、伝承委員、嘉多丸会囃子方の選任及び解任並びに職務の承認
- (5) 評議員会の開催日時及び開催場所並びに目的とする事項の決定
- (6) 評議員候補者の推薦
- (7) 規則の制定、変更及び廃止

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集す

る。

3 理事長及び副理事長が欠けたとき、または事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

4 理事長、副理事長及び専務理事が欠けたとき、または事故があるときは、執行理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、それに対して理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。但し、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第33条 理事または監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第22条第5項の規定による報告については適用しない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事長及び監事並びに議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の規定に関わらず、理事長が欠席した理事会においては、出席者全員が第1項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 運営協力会

(運営協力会)

第35条 この法人に、運営協力会を置く。

2 運営協力会は、次項の定めに基づいて選任された運営協力会員で構成する。

3 運営協力会員は、函谷鉾町内の地権者及び函谷鉾行事の運営に協力している者の中より20名以内を理事会において選定する。

4 運営協力会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 函谷鉾行事の伝統継承や運営に関して協議し、理事会に提案すること。

(2) 毎年の行事を円滑に運営するための個別事項を協議すること。

5 運営協力会の運営についての細則は、理事会において定める。

6 運営協力会員は無報酬とする。

第9章 伝承委員会

(伝承委員会)

第36条 この法人に、伝承委員会を置く。

2 伝承委員会は、理事会において選定された伝承委員で構成する。

3 伝承委員は、函谷鉾行事の運営に参加している者の中より25名以内を理事会において選定する。

4 伝承委員会は、函谷鉾の保存継承に関して理事長または執行理事（副理事長、専務理事を含む）を補佐し、事業運営に携わる。

5 伝承委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

6 伝承委員は無報酬とする。

第10章 嘉多丸会

(嘉多丸会)

第37条 この法人に、嘉多丸会（かたまるかい）を置く。

2 嘉多丸会は、理事会において選定された囃子方で構成する。

3 嘉多丸会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 嘉多丸会囃子方は無報酬とする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

3 この定款の変更に際しては、法令で定めるところの認定または届出を要する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併によってこの法人が消滅する場合には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産

を、公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 情報公開

(備付け書類)

第42条 次に掲げる書類のうち、第1号は常に、第2号は当該事業年度が終了するまでの間、第3号及び第4号は当該事業年度終了後5年間、事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 第7条第1項の書類
- (3) 第8条第1項の第1号から第5号までの書類
- (4) 監査報告書

(公告)

第43条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(細則)

第44条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、岡本正とする。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町89番地 宅地 310.64㎡

別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
函谷鉾及び附属什器備品	重要有形民俗文化財函谷鉾に包括される財産の全部、即ち重要無形民俗文化財京都祇園祭山鉾巡行行事に使用する函谷鉾の木造部材、美術工芸品及び附属什器備品一切 御神號 3点 稚児衣装 21点 懸装品 49点 懸装品（保管品）46点 神前飾 20点 鉾組 真木 32点 鉾組 屋根 103点 鉾組 真木及び屋根古材 49点 合計 323点（別紙詳細）
古文書	古文書 546点（別紙詳細）